

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法	法令の番号	昭和62年法律第30号
許認可等の種類	喀痰吸引等業務の登録	根拠条項	第48条の3第1項
審査基準	<p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） 第48条の3第2項、第48条の4～第48条の5</p> <p>(2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第14条の2</p> <p>(3) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号） 第26条の2～第26条の3</p>		
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課
		交付機関	長寿社会課
		標準処理期間	14日
		標準経由期間	日
			目次 NO